

被災地を支援する市民団体の活動への 助成のご案内

—令和8年熊本地震向けの活動—

神 戸 市

対 象 団 体

企画した活動を遂行できる専門性が高く、被災地における支援活動の経験がある団体（５人以上で構成）で、神戸市内に活動拠点があるもの。

※暴力団又は暴力団と密接に関連のある団体は対象外。

対 象 活 動

団体が自ら企画・提案し、実施する令和８年熊本地震の被害を受けた地域（災害救助法が適用された市町村）で、且つ、神戸市を含む地域からのボランティア募集を行っている自治体において行う、被災地における生活の課題を具体的に解決する活動（義援金、生活物資の募集・送付活動、学術研究や単なる提言活動、法令に違反する活動を除く）。また、活動の実施について、現地の自治体、災害ボランティアセンターその他の関係機関との事前調整により、受け入れに問題ないことが確認できていること。

なお、活動の企画、実施に当たっては、避難優先の状況を阻害しないことが大前提となりますので、必ず、熊本県社会福祉協議会の熊本県災害ボランティア情報から、市町村災害ボランティアセンターのボランティアの募集範囲や開始時期等の関連情報を確認し、当該活動を行うことで被災地の復旧・復興活動に混乱を招くことのないよう、十分にご注意及びご配慮ください。

＜対象とならない活動＞

- 助成対象期間外の活動
- 市又は市の外郭団体から委託・助成金等を受けている活動
- 営利や学術研究を主目的とした活動
- 宗教的活動、政治的活動
- 法令に違反する活動 など

助成対象期間

２０２６年７月２８日（火曜）～２０２７年３月３１日（水曜）

交付決定前に着手した事業であっても対象としますが、交付不決定となる可能性もあることに十分留意してください。

助成金額及び助成総額

助成対象経費の合計額の範囲内で５０万円を限度として助成します。

（助成総額：５００万円）

助成対象経費

助成対象期間に行われる活動の経費のうち、被災地と神戸の往復にかかる交通費、バスのチャーター等集団での移送に要する経費、レンタカー借り上げ費用、ガソリン代、有料道路通行料等のほか、活動に付随して特に必要となる経費を対象とします。

この経費については、活動の実績報告時に領収書（PDF等データ・写し可）の提出を求めます。但し、電車での移動など領収書の出ない実費については別途交通費使用簿等の提出を求めます。

※宿泊に要する経費は一人１泊８,７００円（税込み）を上限とし助成する。

＜対象とならない経費＞

- 備品・消耗品費のうち、飲食にかかる経費及び単価５万円を超える備品費
- 助成対象経費のうち、日本円以外で支払った部分
（仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券等での支払い）
- 付与されたポイントの金額換算分
（助成金を用いての利益享受となるため、付与ポイントの金額換算分を減額した残額が助成対象経費となる）

申請受付期間

2026年8月5日（水曜）～2026年8月31日（月曜）

申請受付場所

神戸市地域協働局地域活性課（NPO支援担当）

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館23階

OTEL：078-322-6837 FAX：078-322-6133

OMAIL：npo@city.kobe.lg.jp

○受付時間：午前9時～午後5時（土・日曜・祝日を除く）

※ 郵送、FAX、Mailで提出していただいても結構です（期間内必着）。

提出書類一覧

掲載ページ：<https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/sankakusuisin/hoiyokinsien.html#notohantou>

<申請のとき>

○交付申請書（様式第1号－1）

○団体概要（様式第1号－2）

○収支予算書（様式第1号－3）

<活動内容変更のとき>

○交付決定内容変更申請書（様式第4号）

※変更がある場合は、必ず事前にご相談ください。

<実績報告のとき>

活動終了後10日以内または2027年4月9日（金曜）のいずれか早い日までに、下記の活動終了に関する報告書を提出してください。

○実績報告書（様式第6号）

○収支決算報告書（様式第7号）

○領収書（PDF等データ・写し可）

○記録写真

○その他助成事業に要した費用を証する書類

<助成金請求のとき>

○交付請求書（様式第9号）

審査の方法

○申請書類による要件及び内容審査

申請書類により、申請団体及び活動内容について対象団体及び対象活動に定める要件に該当するかどうか、活動内容について下記の審査項目で総合的に考慮して審査します。

審査項目

公益性	二一ズの高い課題を的確に把握し、解決に取り組む必要性の高い活動か。
計画性	活動計画の内容は、具体性、実現性があり、申請団体は活動を遂行する能力があるか。
効 果	被災地の復旧・復興に役立つ活動か。

採否の通知

審査により採択となった団体には交付決定を通知、不採択となった団体には、理由を付して不交付決定を通知します。

助成金の交付

- ① 交付決定通知の送付後に、申請した内容に変更を生じた場合は、交付決定内容変更申請書を提出していただきます。
- ② 活動終了後、速やかに活動完了報告書等を提出していただき、その内容を審査し、助成金額確定通知書により確定した助成金額を通知します。
- ③ 上記により確定した助成金額について、助成金交付請求書を提出していただき、その後助成金を交付します。
※助成金は原則として活動期間終了後の交付となりますが、学生団体等で概算払い（先払い）を希望する特段の理由がある団体は、事前にお問い合わせください。（連絡先は、上記「申請受付場所」をご参照ください。）

活動報告

活動終了後、活動の成果や反省点をご紹介いただく報告書をご提出いただきます。
報告書はホームページ等で公開を予定しております。

その他

- ①採択された活動については、ホームページや広報物により活動を紹介する場合があります。
- ②団体の活動内容等は随時ヒアリングさせていただきます。また、ヒアリングした情報は、すでに被災地に入られている団体やこれから被災地に入ることを検討している団体、神戸市社会福祉協議会等へ情報提供いたします。
- ③虚偽の申請があった場合等には、助成金交付を取り消す場合があります。
- ④助成を受けた団体は、助成に係る活動の活動報告書を、助成を受けた年度の翌々年度の末日までの間、団体の事務所に備え置いてください。団体の構成員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させてください。
- ⑤神戸市に提出された各種申請書等については、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合がありますので、あらかじめご了承ください。